



笹屋町一丁目
景観まちづくり
計画書

令和4(2022)年2月発行
デザイン・編集 | 株式会社マーブル (協議会会員)

笹屋町一丁目 景観まちづくり協議会

小さい町だからこそ輝く
顔の見えるおつきあい



目次

1. 地域の歴史と特性	3
2. 地域の現状と課題	7
3. 地域が目指す姿	9
4. 協議会の取り組み	11
5. 意見交換の方法	13

1 地域の歴史と特性

町内の歴史と特質



町内会提供 撮影日不明

- ・寛永 14 (1637) 年 洛中絵図に「一町目」
- ・寛文 5 (1665) 年刊「京雀」などに「ささや一町め」
- ・宝暦 12 (1762) 年刊「京町鑑」に「藪屋町一町目」
- ・天保 2 (1831) 年改正京町絵図細見大成で「笹や丁一丁目」
- ・明治維新前は上古京下西陣組の笹屋町 12 町組に属し、45 軒役を負担
- ・明治 2 (1869) 年 嘉楽学区
- ・嘉楽国民学校が単独の高等科になった昭和 18 (1943) 年に桃蔭小学校に編入
- ・平成 5 (1993) 年 桃蔭西陣小学校に
- ・平成 9 (1997) 年 西陣中央小学校に

笹屋町一丁目は、職住近接のまち「西陣」の一角にあり、京都市市街地景観整備条例第 28 条第 1 項に規定する千両ヶ辻界わい景観整備地区(一部)に指定されています(京都市告示第 255 号平成 13 (2001) 年 8 月 27 日)。

笹屋町通を中心に、東は智恵光院通、西は浄福寺通に囲まれた、戸数 22 戸の小さな町内会を形成しています。

その半数以上は戦前から住み継いできた世帯であり、戦後この地に魅力を感じて転入してきた世帯と共に、長年にわたり“顔の見える関係”を築いてきています。

元学区は嘉楽学区に属し、校区は西陣中央小学校(旧桃蔭小学校)、上京中学校です。

令和 3 (2021) 年 4 月現在子育て世帯が 6 世帯あり(うち 2 世帯は 3 世代同居)、学齢期(中学校卒業)までの子どもが 10 人住んでいます。大規模な集合住宅も無く、いわゆる京町家が数多く残り、町内を貫く幅 4m、東行き一方通行の笹屋町通は、子どもたちのにぎやかな声が響き、生活を介したふれあいが息づく昔ながらの「両側町」の風情を残しています。

年に一度、氏神である今宮神社に“お千度参り”に行き、参道にある茶店で名物の“あぶり餅”をいただき、そのあと昼食をみんなで楽しむという、今日まで続いている町内の行事もあります。職住一体で人々のつながりが濃いという特質は、形を変えながら今日も息づいています。



お千度参りの様子(町内会提供/左:昭和 35 (1960) 年今宮神社、右:撮影日不明)

地藏盆



地藏盆の様子

町家を会場にした地藏盆は、主役の子どもたちだけでなく、大人も楽しみにしている町内のビッグイベントです。毎年の役員が中心になって 2 か月前から準備をし、8 月 16 日の五山送り火の後の土・日の 2 日間(平成 30 (2018) 年から 1 日のみ)、町家の表格子を開放して開催し、夜には町内住民の懇親会も行っています。井戸から出てきた大日如来ともいわれているお地藏さまは普段は町家の前にまつられ、毎日町内会でお花や線香を供えています。

お地藏さまに手を合わせて通る住民や、足を止める観光客、町家の説明や町内会式目の“駒札”と共に町家の写真を撮っていく人たちの姿が見られます。地藏盆でのおやつは子どもたちの楽しみであり、鐘を叩いて「おやつですよ」とふれて回る元気な子どもたちの声が町内に明るくこだましている夏のひと時です。町内のお寺の住職の指導のもと、子どもたちによる数珠廻しや“ふごおろし”なども町内住民総出で実施しています。町内在住の画家を講師に絵画教室も行い子どもたちには好評です。

町家を活かした取り組みが少しずつ注目されてきたこともあり、令和元(2019)年には町内外から約 80 名の参加があり、町家を中心とした文化や伝統の継承とともに、町内の親睦を深めてきています。

平成 25 年度『京都の「地藏」信仰と地藏盆を活かした地域活性化事業報告書』2014 年 京都府立総合資料館内・実行委員会編、p. 13 も参照



糸人形

笹屋町通の智恵光院通から千本通までは、地藏盆の時期に糸人形造りが盛んで、格子を外して人形や生け花が飾られたりしていました。明治初期の疫病退散を機に始まり、戦争による中断後昭和 26 (1951) 年に復活、同 43 (1968) 年まで続いていたとの記録(『上京区 120 周年記念誌』P. 95)があります。

ちょういえ
町家



住所：京都市上京区笹屋町通智恵光院西入笹屋町一丁目 552 番地
所有者：地縁法人笹屋町一丁目町内会
建築年：江戸時代後期（推定）

面積：宅地 161.19 ㎡
店舗（主屋）木造瓦葺二階建 床面積 44.62 ㎡、
付属建物 木造瓦葺平屋建 床面積 43.63 ㎡、
物置 木造瓦葺平屋建 床面積 15.86 ㎡、
（その他「中庭」等）
（平成 14（2002）年 9 月登記簿謄本参照）

ちょういえ
町家は、江戸時代末に後継者が途絶えた所有者から町内に寄贈されたものです。平成 7（1995）年、町家寄贈者の菩提寺を親縁寺から町内の長圓寺に移し、現在も年に 2 回、お彼岸にその年度の町内会役員全員でお参りをしています。近年は、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下、まちセン）に作成を依頼した『京町家カルテ』（令和元（2019）年 9 月）で町家の文化的価値が明らかとなり、

京都市から“京町家”としての個別指定（同 10 月）、令和元年度京都景観賞「京町家部門」優秀賞の受賞（同 12 月）、京都市「京都を彩る建物や庭園」の選定（令和 2（2020）年 2 月）などを受けています。

きょうまちや
京町家

平成 29（2017）年 11 月 16 日制定の京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 2 条（1）で、「建築基準法の施行の際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物であって、伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠（平入りの屋根その他の形態又は意匠で別に定めるものをいう。）を有するものをいう。」と定義されている。

なお、京町家数は 40,164 軒（平成 28 年度版京町家まちづくり調査に係る追跡調査による）である。

橘公園

橘公園は、昭和 14（1939）年に皇太子殿下（現上皇陛下）御誕生記念公園として整備された面積 6,119 ㎡の市営公園です。ラジオ塔（京都市内に 7カ所しか現存しない）、滑り台のほか、噴水やプール（当時の桃園小学校からプールまで歩いて来ていた）などもありました。

古老の話によれば、掲揚台を舞台にした六斎念仏や、盆踊りや映画、紙芝居などが催され、パンやアイスクャンデー売りも来ていたそうです。戦時中は一部が畑になっており、防空壕もありました。



智恵光院通は昭和 20（1945）年 3 月、第 3 次建物疎開で消防道路として拡幅され、戦後の一時期は市バス路線にもなっていました。また、子どもたちは、昼間は野球、ボールが見えなくなったら掲揚台前にあった土俵で相撲をして遊んだという話です。平成 25（2013）年のリニューアル前は、木が生い茂り物騒な雰囲気を感じることもありました。

現在は噴水やプールはなくなりましたが、遊具やグラウンドも整備され、近隣の子どもたちのボール遊びや老若男女の散歩・憩いの場となっています。特に天気の良い週末は、早朝から夕暮れまで大賑わいです。毎朝、町内をはじめ近隣のボランティアによるごみ拾いも行われており、清潔な公園としても喜ばれています。

参考資料 | 近現代資料刊行会編『京都市・府社会調査報告書【11】』等京都市中央図書館司書の方の援助があった。感謝！

こさつ
2 軒の古刹

日蓮宗 慧光寺

智照山と号し、『坊目誌』によれば、初め須磨町（現元伊佐町）にあったが、天正年中（1573 - 92 年）に当地に移転しました。戦後の一時期には寺院の一室でそろばん教室が開かれ、町外からも子どもたちがたくさん来ていたそうです。現在も町内の集まり場所として提供され、二本のイチヨウの巨木は町内の人々の眼と心を和ましてくれています。



長圓寺

浄土真宗本願寺派末寺。明暦年中（1655 - 58 年）正春が開基。もとは上賀茂にありました。十数年前までは近隣の子どもたちを対象に日曜学校が開かれており、現代の会場のようでもありました。今日まで、町内の集まりの場の提供だけでなく、年 2 回のお彼岸に町内会役員で墓参を続けており、毎年地蔵盆での数珠廻しと法要も町内会でお願ひしています。



地縁法人(地縁による団体)※ としての町内会について

西陣織及び関連業の商店が軒を連ね、職住近接のまち並みが歴史的に形成されてきた地域であり、現在もその面影が残されている地域です。笹屋町一丁目町内会は、確認できる限り、寛政元(1789)年から存在していたといわれています(寛政元年8月に作られた笹屋町一丁目の『町内書物函』が現存)。寄贈された町家を有しており、同所において地蔵盆等の町内行事を行っています。



『町内書物函』に保管
『京町家カルテ』より転載

町内会が町家の土地建物を寄贈されて所有することになったことは、「町内会が構成員から独立した団体としての実体を古くから有していたことを示して」います。

明治19(1886)年法律1号の登記法では、所有者は「町中」とされていましたが、明治27(1894)年11月30日に町家の土地台帳所有欄は「中村平兵衛外18名」と更正、長らく所有権保存登記はされておらず、その後相続登記もされていない状態が続いていました。登記簿謄本の所有者としての項に記載がなく、保険料や税金の負担者の問題も是正するため、「中村平兵衛外18名」に対して所有権確認の裁判を行うに当たり、訴える立場として法人格を取得するため、京都市に申請手続きを行い、市から平成20(2008)年6月2日に地縁団体の認可がなされ、同年6月6日に告示されたのです。中村氏側のご協力もあり裁判にも勝訴し、平成21(2009)年3月に登記が完了し、町家は笹屋町一丁目町内会の所有=町内会員全員の共同所有(現代総有)となりました。

(平成20(2008)年7月11日の訴状(所有権確認請求事件)を参照)



令和3(2021)年4月現在 地縁法人笹屋町一丁目町内会は、22世帯、構成員60名のうち、正会員48名(18歳以上)です。

地縁法人(地縁による団体)

平成3(1991)年の地方自治法改正で、第260条の2①「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」と定められた。令和3(2021)年3月現在、京都市の認可件数は153件、町内会・自治会数は推計で6,477(平成30年度町内会・自治会アンケート報告書等)である。なお、『地域自治組織のあり方に関する研究報告書』(平成29(2017)年7月総務省)では、認可地縁団体制度を地域的な共同活動のためにも設立できるものにするための検討を提言し、令和3年度の法の一部改正で、認可の目的から「不動産に関する権利の保有」を削除し、「地域的な活動を円滑に行うこと」のみを目的とすることが見込まれている。この点では、私たちの笹屋町一丁目は、地方自治法に基づく地縁法人町内会と京都市条例に基づく地域景観づくり協議会の理念を先取的に結合・統一してまちづくりを目指している地域といえよう。

地域景観づくり協議会

昭和30年代、町内に火災が発生し、木造建築が多く残る町内に防火や火災避難についての意識が高まったといわれています(この出来事をきっかけに、町内2か所に非常ベルが、町内会役員宅の前には防火バケツがおかれることになりました)。また、焼け跡に建設された織物関係のビルからは大気を汚染する蒸気と騒音が激しく、社員寮となっていたビルの上階部からのごみやタバコの吸い殻のポイ捨てや深夜に及ぶ騒音などが、当時の町内会にとって大問題となったという「負の経験」も、後述する懇談会で古老から紹介されました。もう一点懇談会で強調されたのは、極めて小規模であることを活かして「顔の見える関係」が維持・発展してきており、歴代の民生委員を中心に高齢者の方々の見守りや、集団登校する子供たちへの声掛けがこたまし、笹屋町通や浄福寺通を歩きかう住民たちの挨拶と日常会話が飛び交っている心地よさがある地域ということです。平成30(2018)年10月31日、町家の西隣の民家が売却されたことをきっかけに町内会で臨時集会を開催し、同年11月13日に町家運営委員会(13名)を結成しました。1年間で24

回開催し、町家耐震診断の実施と報告説明会、京都市文化財マネージャー育成講座演習の会場提供、『京町家カルテ』の作成などを経て、町家は町内の貴重な歴史的・文化的財産であることを確認しました。その想いは、町内会式目で明らかにし、まちセンのまちづくり活動支援事業助成金を活用して駒札を作成し、令和元(2019)年10月15日に完成、地域を訪れる誰の目にも留まるよう町家の表格子に掲げています。また、同年に町家の東隣のビルも売却されたことも踏まえ、様々な問題に対処するため町家運営委員会を協議会結成準備会とし、同年10月からまちセンから専門家の派遣を受けて設立準備に入りました。町内会式目の理念をもとに設立趣意書を作成し、同年11月17日の町内会臨時総会で地域景観づくり協議会の設立及び認可申請を決定、令和2(2020)年2月14日に笹屋町一丁目景観まちづくり協議会(構成員:22世帯・6事業者)に認定されたのです。

令和2(2020)年秋、全構成員を対象に、7回に分けて懇談会を開催し延べ33名が参加、町内会のある地域と町家についてそれぞれの多様で率直な思いが語られました。



令和3(2020)年4月4日 協議会第2回通常総会



懇談会の様子

地域景観づくり協議会の認定制度

京都市市街地景観整備条例第43条、「一定のまとまりのある区域内に住居する者、当該区域内において事業を営む者又は当該区域内に土地若しくは建物を有する者(以下「地域住民等」という。)が、当該区域内における景観を保全し、及び創出することを目的として組織する団体の代表者は、別に定めるところにより、当該団体が地域景観づくり協議会(以下「協議会」という。)であることの市長の認定を求めることができる。」として、平成23(2011)年度に創設された。なお、令和3(2021)年3月現在の認定件数は12件(京都市より)である。

3 地域が目指す姿

協議会設立趣意書

笹屋町一丁目は小規模な町であるが、日本最大の和装織物の総合産地である『西陣』の中心地域の一角にあり、西陣の固有景観が維持されているため、京都市市街地景観整備条例による『千両ヶ辻界わい景観整備地区』に含まれている。また、本町内会は、先人によって寄贈された『町家』を所有し、町内会全体で管理している。また、五山送り火の後に開催される地藏盆は、この町家の表の格子を取り外してお地藏さまを室内に祀り子どもたちによる数珠廻しなどを行っており、『町家』を中心に文化や伝統の継承や町内の親睦を深めてきた。

町内会では、このような歴史と伝統を持ち長年にわたり住民の『顔の見える関係』を営々として維持してきた先人た

ちの営みに誇りを持つとともに、将来にわたってこの地域の『宝』を維持・発展させる想いを込めて、平成31(2019)年2月17日の町内会総会で次のような『町内会式目』を定め、同年10月15日町家表格子に駒札として掲げた。

(この計画書の他の箇所との重複を避けるため『趣意書』の一部を省略、また、より正確な表現にするため一部を修正している)



町家に掲げられた町内会式目駒札

町内会式目

1. 私たちは、社会生活の秩序とルールを尊重し、職住共存のまち「西陣」の一角としての歴史と文化を保全・創造します。
2. 私たちは、町家と地藏を中心としたまち並みと景観を保全・創造します。
3. 私たちは、子どもから高齢者までが笑顔で支え合うまちを保全・創造します。
4. 私たちは、町内の住環境に影響を及ぼすと思われる行為には、あらかじめ町内の合意を要することをルールとして尊重し、住み続け・住み継がれるまちを保全・創造します。

景観まちづくり計画書における考え方は、町内会式目をベースとし、協議会の設立趣意書にも示しています。

まちなみの保全・創造の考え方 — 景観配慮事項 —

私たち笹屋町一丁目の住民が、この計画書の作成にあたって、7回延べ33名の参加で実施した懇談会を通して共通の認識となった、先人たちへの感謝、現在と未来への想いを、箇条書きに簡潔に整理すると次のようになります。

これは、町内会式目で示している内容と重なります。

- 町家を中心とした歴史的・文化的な景観を保全・創造する努力を継続する
- 地縁団体としての町内会と全町内会員の共同所有（現代総有）の町家を中心とした、地藏盆に象徴される伝統的な文化を保全・創造する努力を継続する
- 小規模な町内会・地域景観づくり協議会の特性を活かした“顔の見える関係” — 支え・支え合える関係 — を大切にした、清潔で明るく住み続け・住み継がれるまちづくりを保全・創造する
- 構成員の意見を大切にする気風を保全・創造する

これらを基本として、協議会の協議区域内で、建物の建築、改修などの建築行為等をしようとする場合には、以下の事項にご配慮ください。

その1

- ・法令や京都市条例などを遵守しましょう
- ・伝統的な家屋の風情を活かすまちなみとの調和を大切にしましょう
- ・計画にあたっては、町内会や景観まちづくり協議会の構成員と十分に話し合い、合意を得る努力をしましょう
- ・工事にあたっては、近隣住民に迷惑をかけるないようにしましょう

その2

- ・町内会や景観まちづくり協議会などで住民同士で決めたルールを守りましょう
- ・火の始末に気を付けましょう
- ・周囲の道路は歩きやすく清潔に保ちましょう
- ・住宅地として騒音や悪臭などの迷惑行為は慎みましょう

4

協議会の取り組み

平成 20(2008)年	
5月17日	町内会総会（認可地縁団体申請決議）
6月2日	京都市から地縁団体として認可される
7月11日	認可地縁団体としての所有権確認請求裁判提訴（勝訴）
平成 21(2009)年	
3月	登記完了
平成 30(2018)年	
10月末	町家西隣の民家が売却され一方的に解体工事が通告された
10月31日	町内会緊急臨時集会 町家西隣土地所有者へ、一方的な家屋解体は町内会所有の町家への影響が全く考慮されておらず反対である旨の町内会の総意を、内容証明郵便で送付することを決定（11月2日送付）
11月13日	町内会臨時集会（町家運営委員会発足を決定）
12月18日	京都市出前講座（京都市の京町家保全継承施策について）
平成 31(2019)年	
1月	町家東側のビルが売却され解体計画が浮上 （所有者と協議、7月末まで継続）
2月17日	町内会総会（町内会式目制定及び町家説明文承認）
令和元(2019)年	
6月4日	町家耐震診断実施
6月8日	京都市文化財マネージャー育成講座演習3の会場として町家を提供
6月10日	まちセンのまちづくり活動支援事業の助成金交付決定（90,000円 ※駒札作成費用）
6月17日	まちセンへ『京町家カルテ』の作成申請
7月末	町家東隣ビル売却
8月7日	町家東側ビル購入者から建設計画の説明
8月10日	町家耐震診断報告書完成・説明会
8月17日	町内会緊急集会 町家東側ビル購入者へ、「投資目的の分譲ワンルームマンションは（中略）地域の破壊につながり、明確に反対である」「建物用途は（中略）真摯に話し合い、双方合意の上で決めること」という主旨の文書を内容証明郵便で送付を決定（翌18日送付）
9月12日	『京町家カルテ』発行
9月16・29日	町家東側ビル解体工事説明会
10月10日	京都市の町家個別指定
10月15日	町内会式目及び町家の説明の駒札完成
11月17日	町内会臨時総会 （地域景観まちづくり協議会の設立・認可の申請決定、町家運営委員会を協議会結成準備会へ）
12月8日	令和元年度京都景観賞京町家部門優秀賞授賞式

令和 2(2020)年	
2月14日	京都市「笹屋町一丁目景観まちづくり協議会」認定
2月17日	京都市「京都を彩る建物や庭園」に選定
4月5日	協議会第1回総会（新型コロナウイルス感染拡大につき、持ち回り総会に変更）
4月8日	3人の専門家が町家等について調査・アドバイスをもらう
4月12日	第1回役員会（調査の結果について）
5月6日	第2回役員会
6月6日	第3回役員会（地縁法人の税、登記記録確認）
6月8日	会員あてニュース発行
6月20日	「京まち工房 NO.91」（まちセン発行）、 「京都を彩る建物や庭園」リスト第8版」（京都市発行）配布
7月17日	第4回役員会（「彩る」の選定書／計画書策定に向けて全会員対象の懇談会開催計画）
7月29日	町家東側隣地における仮設駐車場整備計画説明会
9月28日～11月29日	7回の懇談会実施 延べ33名参加
10月12日	第5回役員会（懇談会の内容の途中経過報告／ 町家の最低限の見積書を専門家に依頼）
11月10日	まちセン訪問（助成制度について）
11月12日	第6回役員会（図書館での行政資料調査について）
11月17日	会員あてニュース発行
11月30日	釜座町町家 見学
12月7日	弓矢町町家 見学
12月16日	第7回役員会（見学報告／町家東側隣地購入者との話し合い概要報告）
令和 3(2021)年	
2月18日	第8回役員会（総会について／スペースデザインカレッジの学生約30名の町家見学・ 調査の受け入れ）
3月18日	同校学生へのレクチャーと町家見学・調査実施（於、マープルビル2階、町家）
4月4日	協議会第2回通常総会

※本計画書は令和3(2021)年4月現在の情報をもとにしています。
今後、状況に応じて改訂する場合があります。



「京まち工房 NO.91」
（まちセン発行）

5 意見交換の方法

協議区域

京都市上京区笹屋町一丁目の全域

(笹屋町一丁目景観まちづくり協議会規約第3条による)



協議の対象となる行為

その1

景観法及び京都市市街地景観整備条例に基づく認定の申請又は通知が必要な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。

その2

京都市屋外広告物等に関する条例に基づく許可の申請や届出が必要な屋外広告物の表示、設置、変更、特定屋内広告物の表示

協議の進め方

STEP 1

協議会への連絡



- ・なるべく早く、建築主や事業主等から協議会へ連絡してください。意見交換は複数回実施することがあります。余裕を持ったスケジュールを組んでください。
- ・協議会の連絡先及び連絡方法は、京都市景観政策課にお尋ねください。(下記参照)
- ・協議会から、意見交換の方法や必要書類、協議会のまちづくりの方針、取り組みなどをお伝えします。

STEP 2

意見交換



- ・建築主や事業主からどのような建物を建築するか、どのような屋外広告物を設置するかについて説明していただきます。
- ・この景観まちづくり計画書を参考に、計画内容が笹屋町一丁目の歴史的・文化的特質と町内会式目で謳っている地域住環境の保全・継承・創造にふさわしい景観につながるよう意見交換を行います。

STEP 3

意見交換の終了後



- ・意見交換の内容を踏まえて、より笹屋町一丁目界内にふさわしい計画に向けて、検討をお願いします。
- ・協議会との意見交換の結果をまとめた報告書を、景観に関する手続きの際、京都市景観政策課及び協議会にも提出してください。

問い合わせ先

京都市都市計画局都市景観部景観政策課
(笹屋町一丁目景観まちづくり協議会に通知されます)

TEL : 075-222-3397

編集後記—感謝!

私たちは、2021年12月時点で最も新参の協議会です。江戸後期からと伝わる町家^{ちやういえ}を持ち、22戸と極めて小規模な地縁法人町内会と町内の6事業所の皆さんで手を携えて活動しています。町家を活用した地蔵盆をはじめ、“顔の見える関係性”を大切に育んできていることを、誇りに思っています。

この計画書の作成に当たっては、すべての構成員の意見を持ち寄り、市景観政策課やまちセン等の方々の献身的なご協力・ご援助、多くの専門家・市民・学生の皆さん方のアドバイスをいただきました。特に、この計画書の編集には、国内外で幅広く活躍しておられ協議会会員でもあるデザイン会社(株)マーブルの、全面的なご援助・ご協力をいただきました。

改めて、すべての方々に感謝いたします。(河合記)